

平成 27 年 3 月 27 日

関東管区行政評価局

## 年金手続時に添付する戸籍謄本等の原本の 取扱いに係る周知の改善 (あっせん)

総務省茨城行政評価事務所に、次のような行政相談が寄せられましたので、関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：利根忠博 埼玉県法人会連合会会長、埼玉県経営者協会特別顧問ほか 7 名）において検討した結果、日本年金機構北関東・信越ブロック本部においては、管内の年金事務所等に対し、管轄区域の市町村が戸籍謄本等の原本の返却を適切に実施するよう周知を徹底するための改善の必要があるとの結論に至りました。

その意見を踏まえ、当局は、平成 27 年 3 月 27 日、日本年金機構北関東・信越ブロック本部に対してあっせんしました。

(注)「あっせん」とは、国民の皆様から行政機関等に対する苦情を受け付け、必要な調査を行った上で、問題があれば、改善策を示し、行政機関等に対し改善を要請する(求める)ことをいいます。

### 【相談要旨】

市町村で、国民年金の未支給年金請求を行おうとしたら、戸籍謄本を全て添付して提出するように説明された。相続関係が複雑で戸籍謄本は 10 枚以上になり、提出してしまうと、他の手続に必要な場合さらに 1 万円以上かかる。法務局等では戸籍等については原本を返却することで対応しているので、同じように原本を返却することができるようにしてほしい。

### 未支給年金の請求制度の概要

年金を受けている人が亡くなったときに、亡くなった人に未払いの年金が残っている場合、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその年金受給者と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができる。この未支給年金の請求には、亡くなった人と請求する人との身分関係を確認するための書類として戸籍謄本等が必要となる。

国民年金の未支給年金の請求は、年金事務所のほか、市町村でも受け付けている。

## 関係行政機関の対応状況及び意見等

### 1 年金手続時に添付された戸籍謄本等の原本の返却の対応状況

当局では、申出のあった茨城県及び当局の所在する埼玉県内で抽出した5市町に対して本件苦情に対する対応について聴取したところ、全ての自治体において、年金手続時に添付する戸籍謄本等の原本について返却する対応はしていなかった。

また、当局が抽出した年金事務所3か所にも本件苦情に対する対応について聴取したところ、各年金事務所で受け付けた申請手続においては戸籍謄本等の原本を返却する対応をとっているが、市町村において受け付けた場合については知らないとの回答があった。

### 2 日本年金機構北関東・信越ブロック本部の意見

戸籍謄本等の原本返却については、日本年金機構本部から平成24年1月12日に「年金請求書等に添付する住民票及び戸籍等の原本の取扱い」と題する指示・依頼文書を各年金事務所等に発しており、年金事務所等から市町村への周知を依頼しており、この中で、市町村においても、申請者が原本の返却を希望する場合には、窓口の職員が原本を確認した上で、返却することを求めている。

## 本件に係る問題点

上記2のとおり、戸籍謄本等（※）の原本返却については、日本年金機構本部から指示・依頼文書を各年金事務所等に発しており、年金事務所等から市町村への周知を依頼しているとしている。

しかしながら、当局が聴取した茨城県及び埼玉県内の5市町全てにおいて、戸籍謄本等の原本を返却する対応を行っておらず、管内の各年金事務所等から管轄区域の市町村への周知が十分に行われていなかったと思われる。

※年金請求等に用いることを目的として、市町村役場が条例等に基づき交付手数料を免除又は減免して交付する戸籍謄本等（「年金手続用」等の記載がある場合）は、除く。

### （あっせんの要旨）

日本年金機構北関東・信越ブロック本部は、管内の年金事務所等に対し、管轄区域の市町村が、①未支給年金請求者が請求書に添付した戸籍謄本等の原本を返却することができ、それが請求者の利益になること、②戸籍謄本等の原本返却の際に行う原本証明の方法、③当該手続において原本返却を認めることとした理由（趣旨）を明確に認識し、実際に請求者に対して戸籍謄本等の原本返却を実施するよう周知を徹底するための改善を図る必要がある。

【連絡先】 関東管区行政評価局 総務部 首席行政相談官室

首席行政相談官 椎名

電 話：048-600-2313

F A X：048-600-2336